

教育基本法の改悪に反対する

11月14日、中央教育審議会総会は、教育基本法の見直しに関する中間報告を文部科学大臣に提出した。文部科学省は今回の教育基本法見直しをはじめとする教育改革を、明治の学制公布、戦後の教育基本法制定とならぶ「教育パラダイムの大転換」と意気込み、教育基本法改悪を突破口に様々な法整備をもくろんでいる。

今回の見直しには、教育基本法の基本理念を踏みにじる次の3つの重大な問題点を指摘できる。

まず第1は、教育の目標を「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」とし、「グローバル化の進展にともなう大競争時代」に日本が国際競争力を発揮するように、国に役立つ人づくりを目的とした教育に変質させる点である。これは、教育基本法が掲げる「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」をめざすという教育の目標とは全面的に対立する。

第2には、「公共」や「日本人のアイデンティティ」を強調し、国家への帰属意識と忠誠心の涵養を盛り込もうとしている点である。一部の審議会委員からは「いつのまにか教育勅語になっていくのでは」という懸念が示されているほどである。これは、「自国の地位を高めようと努める」国民、大国としての軍事的「責任」を日本が果たすという国家意識をもった国民づくりをねらっているといえる。

第3には、「教育振興基本計画」という国の教育政策作成を教育基本法の条項に盛り込み、根拠規定にしようという点である。教育基本法第10条は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるもの」とした上で教育行政は必要な諸条件の整備確立を目標として行うとしている。この立場は、戦前の上意下達式の教育を反省し、国は教育に介入すべきでないという教育のあり方を示している。「基本計画」を条項に盛り込むことは、この立場を投げ捨て、国が恒常的に教育内容に介入する仕組みをもたせることになり、教育基本法の重大な変質といえる。

このような教育基本法見直しをはじめとする「教育改革」は、「教育の危機」を口実として進められている。だが、現在の教育をめぐる深刻な状況は、現場を無視したたび重なる指導要領の改訂、競争的な環境、子どもたちや教員への管理強化など教育基本法を踏みにじてきた教育政策に、大きな要因がある。差別選別教育体制をやめさせること、30人学級の実現、管理強化の排除などこそが重要な課題であり、子どもたちの願いである。

政府・文部科学省がすすめる「教育改革」は、その背景に有事法制によるアメリカ追従の戦争国家づくりとそれにしたがう国民の育成というねらいがあり、子どもたちの立場に立って真面目に教育の問題を解決しようという立場ではない。これは並行して憲法改悪の動きがあることから明らかである。

われわれ地学団体研究会は、これまで地域や学校、職場で「国民のための科学を」を合い言葉に、市民や子どもたちとともに科学運動を実践してきた。この経験に照らしても教育基本法にもとづいて真にゆとりある教育に改革していくことが、教育問題の解決の方向であると考え、2000年総会、2001年総会において声明を発表した。

教育基本法改悪は、その中間報告がまとめ、重大な局面を迎えている。われわれは、現在行われている教育基本法改悪に強く反対する。そしてこの改悪を阻止するために多くの人が声を上げることを訴える。

2002年11月16日

地学団体研究会全国運営委員会